

北海道警察証拠物件管理規程

北海道警察本部訓令第22号

平成15年12月22日

北海道警察証拠物件管理規程を次のように定める。

北海道警察証拠物件管理規程

北海道警察証拠物件管理規程（平成10年北海道警察本部訓令第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、北海道警察における証拠物件の取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって証拠物件の適正な管理を図ることを目的とする。

（準拠）

第2条 証拠物件の取扱い及び保管については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年法（昭和23年法律第168号）及び少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（証拠物件の取扱い及び保管の基本）

第3条 証拠物件の取扱い及び保管を行う職員は、証拠物件が犯罪及び触法少年に係る事件（以下「犯罪等」という。）の立証のための重要な資料であることの認識を保持し、紛失、盗難の防止に配慮するとともに、滅失、き損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意し、その証拠価値の保全に万全を期さなければならない。

2 証拠物件の取扱い及び保管を行う職員は、紛失、盗難、滅失、き損、変質、変形、混合又は散逸の事故を防止するため、必ず定められた保管設備において証拠物件を保管するものとし、個人で保管してはならない。

3 押収した証拠物件のうち、捜査及び触法少年に係る事件の調査（以下「捜査等」という。）の遂行に必要ななくなったものは、可能な限り速やかに還付、仮還付、送致、送付又は一旦当署保管した証拠物件の検察庁若しくは家庭裁判所への保管転換の手続きをとらなければならない。

（定義）

第4条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 証拠物件 刑事訴訟法又は少年法の規定により、犯罪等の証拠物として押収した物件及びその換価代金をいう。

(2) 長期保管 最初に証拠物件を押収してから1か月を経過した事件に係る証拠物件の保管をいう。ただし、近く事件処理を終結し、すべての証拠物件の保管を解除する見込みがある場合を除く。

(3) 短期保管 長期保管以外の証拠物件の保管をいう。

(4) 仮出し 取調べ等のため、保管中の証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。

(5) 払出し 送致、送付、移送、還付、仮還付、廃棄、帰属等のため、終局的に証拠物件の保管を解除することをいう。

（管理責任者）

第5条 北海道警察本部及び方面本部の捜査等を担当する課（課に相当するものを含む。以下「捜査等担当課」という。）並びに警察署に証拠物件の管理責任者を置き、捜査等担当課にあつては当該課長（課長に相当する者を含む。）を、警察署にあつては警察署長をもって充てる。

2 管理責任者は、当該所属における証拠物件の取扱い及び保管について、部下職員を指揮監督し、総括的に責任を負うものとする。

3 管理責任者は、部下職員に対し、証拠物件の取扱い及び保管に関する指導教養を行うとともに、証拠物件の保管方法並びに保管設備の改善及び整備について配慮するものとする。

（副管理責任者）

第6条 捜査等担当課及び警察署に証拠物件の副管理責任者を置き、捜査等担当課にあつては管理官（総括）、次席又は副隊長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

2 副管理責任者は、管理責任者を補佐し、当該所属の保管責任者を指揮監督して、証拠物件の適正な取扱い及び保管を図るものとする。

（部門別管理責任者）

第7条 警察署（捜査部門（生活安全、刑事、交通及び警備の各部門をいう。）の事務を所掌する警視の階級にある者を置く警察署に限る。）に証拠物件の部門別管理責任者を置き、当該職員をもって充てる。

2 部門別管理責任者は、前条第2項の規定にかかわらず、当該担当部門に係る同項に規定する副管理責任者の事務（証拠品の取扱い及び保管に係る総括的な事務を除く。）を行うものとする。

（保管責任者）

第8条 捜査等担当課及び警察署の捜査等を主管する課（課制のない場合は、係。以下「捜査等主管課」という。）に証拠物件の保管責任者を置き、捜査等担当課にあつては管理責任者が指定する警部の階級にある者を、捜査等主管課にあつては課長（課制のない場合は、係長）をもって充てる。

2 保管責任者は、副管理責任者（部門別管理責任者が置かれている場合は当該部門別管理責任者）の命を受け、取扱責任者を指揮監督して、証拠物件の取扱い及び保管についての責任を負うものとする。

（取扱責任者）

第9条 捜査等担当課及び捜査等主管課に証拠物件の取扱責任者を置き、管理責任者が指定する警部補の階級にある者をもって充てる。ただし、捜査等主管課において保管責任者に係長を充てている場合は、取扱責任者を置かないものとする。

2 取扱責任者は、保管責任者の命を受け、証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行うものとする。

（職務代行者）

第10条 管理責任者は、あらかじめ保管責任者及び取扱責任者の職務代行者を指定しておくものとする。

2 職務代行者は、保管責任者又は取扱責任者に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

(当直責任者の任務)

第11条 当直責任者は、休日等（日曜日、土曜日及び休日（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第11条第1項に規定する休日をいう。）をいう。）及び休日等を除く日の執務時間外で保管責任者が不在の場合（以下「当直等体制時」という。）に押収された証拠物件の取扱い及び保管について責任を負うものとし、事後速やかに保管責任者に引き継ぐものとする。

(捜査等担当係長の任務)

第12条 捜査等担当課及び捜査等主管課における証拠物件に係る捜査等を担当する係長（小隊長を含む。以下「捜査等担当係長」という。）は、当該係等における証拠物件の取扱状況を把握し、証拠物件が適正に管理されるよう保管責任者及び取扱責任者との連絡調整に当たるものとする。

(管理体制の明確化)

第13条 管理責任者は、証拠物件管理体制表（別記第1号様式。以下「管理体制表」という。）を作成しなければならない。

(保管設備の整備等)

第14条 管理責任者は、次に掲げる証拠物件専用の保管設備を整備しなければならない。

- (1) 証拠物件を短期保管するための証拠品保管庫（以下「保管庫」という。）
- (2) 当直等体制時に押収した証拠物件を保管するための当直用証拠品保管庫（以下「当直用保管庫」という。）
- (3) 証拠物件を長期保管するための証拠品保管倉庫（以下「保管倉庫」という。）
- (4) 次に掲げる証拠物件を保管するための特殊物件保管庫
 - ア 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品
 - イ 銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物
 - ウ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、あへん法（昭和29年法律第71号）、大麻取締法（昭和23年法律第124号）等の各法令違反に係る薬物等

2 保管設備は、証拠物件の紛失、盗難、滅失、き損、変質、変形、混合又は散逸を防止するため、適当と認める場所に設置し、かつ、十分な広さ、構造等を有するものでなければならない。

3 保管設備は、施錠機能を有するものでなければならない。

(備付け簿冊及び決裁)

第15条 管理責任者は、保管責任者ごとに、管理体制表、証拠物件管理簿（別記第2号様式。以下「管理簿」という。）、証拠物件保存簿（別記第3号様式。以下「保存簿」という。）、証拠物件出納簿（別記第4号様式。以下「出納簿」という。）、証拠物件点検実施（引継ぎ）表（別記第5号様式。以下「点検実施表」という。）及び鑑定等物件受渡票（別記第6号様式。以下「受渡票」という。）を備え付け、証拠物件の保管、出納及び点検の状況を明らかにしておくものとする。

2 警察署の管理責任者は、前項に規定する簿冊のほか、当直の執務室に当直用証拠物件管理簿（別記第7号様式。以下「当直用管理簿」という。）、当直用証拠物件出納簿（別記第8号様式。以下「当直用出納簿」という。）及び当直用証拠物件引継簿（別記

第9号様式。以下「当直用引継簿」という。)を備え付け、当直等体制時における証拠物件の取扱い及び保管の状況を明らかにしておくものとする。

3 保管責任者は、備付け簿冊については、管理責任者の決裁を受けるものとする。

(証拠物件の取扱要領及び管理簿等の記載要領)

第16条 警察官は、証拠物件を押収したときは、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)が別に定める証拠物件保存封筒、証拠品ポリ袋及び証拠品プレートを活用するなどして、確実にその整理を行い、証拠物件引継表(別記第10号様式。以下「引継表」という。)を作成した上で、速やかに保管責任者(当直等体制時は当直責任者)に証拠物件及び押収品目録、領置調書の写し(以下これらを「押収関係書類の写し」という。)を引き継がなければならない。ただし、当該証拠物件を、直ちに還付し、又は仮還付した場合は、この限りではない。

2 当直責任者は、前項の規定により証拠物件、押収関係書類の写し及び引継表の引継ぎを受けたときは、これらを確実に照合して受理し、当直用管理簿に所定の事項を記載し、当直用保管庫において保管するものとする。

3 当直責任者は、当直勤務終了後は、前項の規定により引継ぎを受けた証拠物件、押収関係書類の写し及び引継表を捜査等主管課の保管責任者(引き継ぐ日が休日等の場合は当直用引継簿を作成し、次の当直責任者)に引き継ぐものとする。ただし、当直等体制時に捜査等主管課において当該証拠物件を押収関係書類とともに送致する場合(送致の手続を行う必要がある場合を含む。)又は還付、仮還付、廃棄若しくは換価処分を行う必要があるときは、当直等体制時においても当該捜査等主管課の保管責任者に引き継ぐものとする。

4 保管責任者は、第1項若しくは前項の規定により証拠物件の引継ぎを受けたとき、又は他の所属等から事件の移送又は引継ぎにより証拠物件の引渡しを受けたときは、当該証拠物件を押収関係書類の写しと確実に照合するとともに、その証拠価値及び留置の要否を検討し、留置を必要と認めるときは、取扱責任者に保管の措置をとらせ、留置を要しないと認めるときは、速やかに還付又は仮還付の措置をとらせるものとする。

5 取扱責任者は、前項の規定により証拠物件の保管の指示を受けたときは、当該証拠物件の品目、数量等について押収関係書類の写しと確実に照合し、次のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 当該事件について初めて証拠物件を押収したときは、管理簿に所定の事項を記載し、引継表及び押収関係書類の写しを添付し、証拠物件を保管庫において保管する。

(2) 当該事件について既に短期保管している証拠物件があるときは、新たに押収した証拠物件の引継表及び押収関係書類の写しを追加して添付し、証拠物件を保管庫において保管する。

(3) 当該事件について既に長期保管している証拠物件があるときは、保存簿に所定の事項を記載して、証拠物件を保管倉庫において保管する。

6 取扱責任者は、送致等により、短期保管中の証拠物件について、すべての保管を解除したときは、管理簿にその年月日及び理由を記載しなければならない。

7 保管責任者は、当該事件につき最初に証拠物件を押収してから1か月を経過したときは、当該証拠物件の品目、数量等について事件書類と確実に照合するとともに、真に留

置の必要があるか否かを検討し、留置の必要がないと認められる証拠物件については還付又は仮還付の措置をとらせ、引き続き留置の必要があると認められる証拠物件については、取扱責任者に長期保管の措置をとらせるものとする。ただし、近く事件処理を終結し、すべての証拠物件の保管を解除する見込みがあるときは、短期保管を継続するものとする。

8 取扱責任者は、前項の規定により証拠物件について長期保管の指示を受けたときは、遅滞なく保存簿に所定の事項を記載し、証拠物件を保管倉庫において保管しなければならない。この場合において、取扱責任者は、長期保管とした年月日を管理簿に記載しなければならない。

9 保管責任者は、長期保管の措置をとった証拠物件に係る事件の被疑者が検挙されるなど、取調べ等のため証拠物件の仮出しが見込まれるときは、当該事件に係る証拠物件を保管庫において保管することができる。

(証拠物件の保管場所及び保管方法)

第17条 証拠物件の保管場所及び保管方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 証拠物件は、あらかじめ定められた保管設備に保管しなければならない。ただし、第14条第1項第4号アからウまでに掲げる証拠物件については、短期保管又は長期保管の別にかかわらず、特殊物件保管庫に保管しなければならない。
- (2) 証拠物件が大量である場合又は自動車等の大型物件である場合において、あらかじめ定められた保管設備に保管できないときは、証拠物件である旨を明示して施設設備のある車庫又は倉庫に保管するものとする。
- (3) 長大又は大型物件で、やむを得ず屋外で保管するときは、証拠物件である旨を明示し、盗難及び損傷を防止するための適切な措置をとるものとする。
- (4) 火薬類その他の危険物等で、貯蔵又は保管について法令に定めがある場合において、警察施設に適法な保管場所がないときは、適法な施設を有する者に保管を委託しなければならない。
- (5) 運搬又は保管に不便な証拠物件の保管を委託する場合は、受託者に対し、盗難、損傷等を防止するための措置をとるよう指導しなければならない。
- (6) 証拠物件の保管を委託するときは、保管請書を徴し、その写しを管理簿又は保存簿に編さんするものとする。
- (7) 証拠物件の保管に当たっては、年別及び事件別に区分して整理するなど、他の事件の証拠物件と混同しないようにしなければならない。
- (8) 証拠物件の保管に当たっては、必要により写真撮影する方法により、証拠保全の措置をとるとともに、滅失、き損、変質、変形、混合又は散逸を防止するための適切な保管措置をとらなければならない。
- (9) 証拠物件に係る事件記録については、他の事件と区別された書庫等において年別に整理し、保管しなければならない。

(長期保管物件の封印措置)

第18条 長期保管するに至った証拠物件で、警察本部長が別に定める証拠物件保存封筒又は特殊物件保存封筒に収納可能なものは、他の証拠物件との混同又は散逸の防止を図るため、封印措置を施した上で保管するものとする。

- 2 封印措置は、取扱責任者が、副管理責任者又は部門別管理責任者及び保管責任者（以下これらを「確認者」という。）の立会いの下、当該証拠物件と事件記録及び保存簿を照合した上で行わなければならない。
- 3 封印箇所には、警察本部長が別に定める専用の封印シールをはり付け、保存簿番号、封印年月日等所定の事項を記載した上で、確認者及び取扱責任者がそれぞれ割印しなければならない。
- 4 証拠物件保存封筒及び特殊物件保存封筒以外の袋、箱等に証拠物件を収納した場合であって、当該袋、箱等が開披状況を確実に確認でき、かつ、当該袋、箱等を密封することが可能であるときは、封印措置を施すことができる。
- 5 長期間の保管により滅失、破損等のおそれがあり、点検の都度、その状態を確認する必要が認められる証拠物件については、封印をしないものとする。
- 6 封印措置を行った長期保管物件の点検は、封印措置及び密封状況について異状の有無を確認するものとする。

（封印の開披）

第19条 封印措置を施した証拠物件については、原則として開披してはならない。ただし、次に掲げる場合であって、封印を開披の上、当該証拠物件の確認を行う必要があると認められるときは、取扱責任者が確認者の立会いの下で開披することができる。

- (1) 送致、送付等する場合
- (2) 還付又は仮還付する場合
- (3) 廃棄又は換価処分する場合
- (4) 国庫又は道に帰属させる場合
- (5) 事件引継ぎのための引渡しをする場合
- (6) 捜査等に活用する場合
- (7) 封印措置に異状が認められる場合
- (8) 管理責任者において、特に在中物件の点検を要すると認める場合

- 2 封印を開披した場合において、再度封印する必要があるものの封印措置については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（鑑定等に係る証拠物件の取扱い）

第20条 証拠物件の鑑定を囑託又は検査を依頼する場合は、受渡票により当該証拠物件の受渡しの経緯を明らかにしなければならない。

- 2 証拠物件の鑑定を囑託又は検査を依頼する場合において、証拠物件を破壊し、切削し又は分割する等原状を変更しようとするときは、あらかじめ写真撮影、計測等を行い、原状を変更した状況を書面により明らかにしなければならない。

（かぎの保管）

第21条 保管庫及び保管倉庫のかぎは、保管責任者が保管するものとする。ただし、警察署において、保管倉庫を複数の課で共用するときは、保管倉庫のかぎは、副管理責任者が保管するものとする。

- 2 特殊物件保管庫のかぎは、副管理責任者が保管するものとする。ただし、特殊物件保管庫内の各課（係）ごとの保管設備のかぎは、保管責任者が保管するものとする。
- 3 当直用保管庫のかぎは、当直等体制時以外は副管理責任者が保管し、当直等体制時は

当直責任者が保管するものとする。

4 副管理責任者に事故があるときは、前3項の規定により副管理責任者が保管しているかぎの保管は、管理責任者の指定する者が行うものとする。

5 保管責任者に事故があるときは、第1項及び第2項の規定により保管責任者が保管しているかぎの保管は、保管責任者の職務代行者が行うものとする。

(定期点検)

第22条 管理責任者は、6か月に1回以上、保管責任者を立会いさせて証拠物件の管理状況及び保管設備について点検を行い、その結果を保管責任者をして点検実施表に記録させるものとする。この場合において、部門別管理責任者を置く警察署にあっては、部門別管理者も当該点検に立会うものとする。

2 保管責任者は、毎月1回以上、取扱責任者を立会いさせて証拠物件の保管状況について点検を行い、その結果を点検実施表により管理責任者に報告するものとする。

(証拠物件の引継ぎ)

第23条 人事異動その他の事由により管理責任者又は保管責任者が交替する場合は、いずれの責任者が交替する場合であっても、保管責任者が点検実施表を作成して管理責任者に報告し、証拠物件の引継ぎを確実にを行うものとする。

(証拠物件に係る事件の公訴時効送致)

第24条 管理責任者は、公訴時効の完成が予想される事件の証拠物件で、還付することのできないものは、当該証拠物件を関係記録とともに送致又は送付しなければならない。

2 保管責任者は、証拠物件に係る事件の公訴時効送致を適正に行うため、公訴時効送致一覧表を作成しなければならない。

(証拠物件の出納要領)

第25条 証拠物件の出納に係る事務は、保管責任者の指揮を受けて取扱責任者が行うものとする。

2 捜査、取調べ等のため、証拠物件の仮出しを受けようとする者は、出納簿に所定の事項を記載して保管責任者の承認を受けなければならない。この場合において、取扱責任者は、出納簿の記載内容を確認の上、当該証拠物件を引き渡すものとする。

3 前項の規定により証拠物件の仮出しを受けた者は、当該証拠物件を返納するときは、出納簿に所定の事項を記載し、取扱責任者の確認を受けなければならない。

4 捜査、取調べ等のため、当直用保管庫に保管中の証拠物件の仮出しを受けようとする者は、当直用出納簿に所定の事項を記載して当直責任者の承認を受けなければならない。この場合において、当直責任者は、当直用出納簿の記載内容を確認の上、当該証拠物件を引き渡すものとする。

5 前項の規定により当直用保管庫に保管中の証拠物件の仮出しを受けた者は、当該証拠物件を返納するときは、当直用出納簿に所定の事項を記載し、当直責任者の確認を受けなければならない。

6 出張を伴う捜査等のため、一定期間証拠物件の仮出しを受ける場合は、管理責任者の承認を受けなければならない。

7 証拠物件の仮出しを受けた者は、返納するまでの間、自己の責任において当該証拠物件を保管しなければならない。

(地域警察官処理事件に係る証拠物件の取扱い)

第26条 地域警察官が最終的処理をする事件に係る証拠物件は、警察署の地域課 (地域・交通課を含む。課制のない場合は係。以下「地域課」という。) において保管するものとする。

2 地域課における証拠物件の、保管責任者には地域課長 (地域・交通課長を含む。課制のない場合は係長。) を、取扱責任者は管理責任者が指定する地域課の警部補の階級にある者をもって充てる。ただし、保管責任者に係長を充てている場合は、取扱責任者を置かないものとする。

3 管理責任者は、前項に規定する保管責任者及び取扱責任者の職務代行者をあらかじめ指定しておかなければならない。

4 管理責任者は、地域課における管理体制表を作成しなければならない。

5 管理責任者は、地域課に証拠物件を短期保管するための保管庫を整備しなければならない。この場合において、当該保管庫のかぎは、保管責任者が保管するものとする。

6 地域課に管理簿及び出納簿を備え付け、証拠物件の保管及び出納の状況を明らかにしておくものとする。

7 地域課において証拠物件を保管できる期間は、最初に証拠物件を押収してから1か月間とし、それを超える場合は、証拠物件を警察署の捜査を主管する課 (課制のない場合は、係) の保管責任者に引き継がなければならない。

8 証拠物件の取扱要領については、第16条第1項、第4項、第5項第1号及び第2号並びに第6項の規定を準用する。

9 保管責任者は、保管中の証拠物件を随時確認するものとする。

(捜査本部等開設時の特例)

第27条 北海道警察捜査本部運営規程 (平成2年北海道警察本部訓令第11号) 第2条又は第3条の規定により特別捜査本部又は捜査本部 (以下「捜査本部等」という。) を開設した場合は、第5条から第9条までの規定にかかわらず、捜査本部等に管理責任者、保管責任者及び取扱責任者を置き、管理責任者にあつては当該事件の発生地を管轄する警察署 (以下「所轄署」という。) の署長を、保管責任者にあつては事件主任官を、取扱責任者にあつては捜査本部等に所属する所轄署の警部又は警部補の階級にある者のうちから管理責任者の指定する者をもって充てるものとする。

2 捜査本部等を開設するに至らない場合であつて、捜査等担当課及び捜査等主管課が合同で捜査等を実施し、当該事件の証拠物件の管理を行う必要があるときは、第5条から第9条までの規定にかかわらず、管理責任者にあつては当該事件の捜査等の拠点となる警察署の署長を、保管責任者にあつては捜査主任官又は調査主任官を、取扱責任者にあつては当該事件の捜査に従事する所轄署の警部補の階級にある者のうちから管理責任者の指定する者をもって充てるものとする。

3 管理責任者は、捜査本部等を開設したとき又は捜査等担当課及び捜査等主管課が合同で捜査等を実施する上で、当該証拠物件の管理を行う必要があるときは、専用の保管庫を設置するほか、管理簿、出納簿及び受渡票を備え付けなければならない。

4 捜査本部等を解散し、又は捜査等担当課及び捜査等主管課の合同での捜査等を終了するときは、捜査本部等に係る証拠物件にあつては所轄署に、捜査等担当課及び捜査等主

管課の合同での捜査等に係る証拠物件にあっては当該事件の最終処理を行う警察署に引き継ぐものとする。この場合においては、引継ぎ側及び引受け側双方の保管責任者及び取扱責任者が立会いして引継ぎを行わなければならない。

(遠隔交番等の特例)

第28条 離島若しくは本署から遠隔の地に在り、又は地域の特殊事情がある交番又は駐在所(以下「遠隔交番等」という。)の勤務員が証拠物件を押収した場合において当該証拠物件を速やかに保管責任者(当直等体制時は当直責任者)に引き継ぐことができないときは、管理責任者の指揮を受け、当該遠隔交番等において証拠物件を短期間保管することができる。この場合において、当該遠隔交番等の勤務員(勤務員が複数配置されているときは上位の職にあるもの)は、証拠物件を施錠設備のあるキャビネット等に保管し、随時点検を行って適正に保管しなければならない。

2 管理責任者は、遠隔交番等で保管している証拠物件について、速やかに引継ぎがなされるよう配慮するものとする。

(事故発生時の措置)

第29条 警察官は、その取扱いに係る証拠物件について、紛失等の事故が発生したときは、当該所属の管理責任者に速やかに報告して必要な指揮を受けなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による報告を受領したときは、捜査事故簿又は調査事故簿により、その状況、措置等を警察本部長に報告(札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部長を経由)しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成20年警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成20年7月31日から施行する。

附 則(平成22年警察本部訓令第4号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式省略